

ID: 203

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	駐車場使用料の減免又は徴収の猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例 第31条第2項		
例 規 番 号	平成16年 条例第24号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用料)</p> <p>第三十一条</p> <p>2 町長は、特別の事情がある場合において、前項の規定にかかわらず使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日